

議案第3号資料

鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 鶴ヶ島市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する者。ただし、次のアから<u>コ</u>までに該当する者を除く。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 他の市町村から援護を受け、市の区域内に設置されている介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、他の市町村が市の区域内に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>(4) 老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市が市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> | <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 鶴ヶ島市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する者。ただし、次のアから<u>ク</u>までに該当する者を除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>(2) 略</p> |

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

2 ~ 3 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

2 ~ 3 略